

東館南集会所

〒329-0611
上三川町大字上三川1223-1
☎56 8506

「夏休み子どもふれあい教室」 出会いと学び合いを深めた3日間。

町内の小学生を対象にした「夏休み子どもふれあい教室」を実施しました。昨年はコロナ禍で中止したので、2年ぶりの実施です。今年は「光の性質を学ぼう(子ども科学教室)」「上三川の昔を知ろう(ふるさと歴史教室)」「人権やよその国について学ぼう(子ども人権教室)」をテーマに3日間実施しました。

科学教室では、光の見え方の特性を学んだあと、厚紙で作った筒に老眼鏡と虫メガネのレンズを取り付けた望遠鏡を作りました。歴史教室では上三川町に伝わる昔話から「ねずみ観音」「きつね塚」「おだんぎつね」の三話を学びました。子どもたちは仲良く交流しながらそれぞれの活動に熱心に取り組みました。新しい友達との出会いと学びの体験は夏休みの思い出になったことでしょう。



子ども科学教室



ふるさと歴史教室



子ども人権教室

▶ 問い合わせ先 = 生涯学習課 生涯学習係 ☎56 9159

「現代の人権 アイヌの人々」

日本国憲法は、すべての国民は個人として尊重され、差別されないとしています。しかしアイヌの人々は、これまでさまざまな差別を受けてきました。

北海道を中心にサハリン、千島列島等に古くから住んでいたといわれるアイヌの人々は自然の豊かな恵みを受けて、独自の生活と文化を築いてきました。しかし、明治維新以降の「北海道開拓」の過程で、明治政府による同化政策が行われ、住む土地を奪われ、伝統的な狩猟や漁労を禁止され、アイヌ語の使用も禁じられました。アイヌの人々は生活の基盤や独自の文化を失い、その後の百数十年、いわれのない差別の中で貧困にあえいできました。

平成9年、明治時代に公布された「北海道旧土人保護法」が廃止され、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指す「アイヌ文化振興法」が成立しました。さらに令和元年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。この法律では「アイヌ民族」を「先住民族」と位置づけ、「何人もアイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利権益を侵害する行為をしてはならない」としています。令和2年にはアイヌ文化の復興・創造の拠点となる「ウポポイ(民族共生象徴空間)」が北海道白老町のポロト湖畔に開設されました。「ウポポイ」とはアイヌ語で「(おおぜいで)歌うこと」を意味します。

私たち一人一人が、アイヌの歴史や伝統、文化等を尊重し、正しく理解することが、差別や偏見をなくすことにつながります。

▶ 問い合わせ先 = 生涯学習課 生涯学習係 ☎56 9159

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。